

○ 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）（附則第四十条関係）

改正案	現行
（法人税法等の特例） 第二百六十九条（略） 4 更生手続開始の時に続く会社の事業年度の法人税及び事業税については、法人税法第七十一条（中間申告）（同法第四百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）及び地方税法第七十二条の二十六（事業年度等の期間が六月を超える法人の中間申告納付）の規定は、適用しない。	（法人税法等の特例） 第二百六十九条（略） 4 更生手続開始の時に続く会社の事業年度の法人税及び事業税については、法人税法第七十一条（中間申告）（同法第四百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）及び地方税法第七十二条の二十六（事業年度の期間が六月をこえる法人の中間申告納付）の規定は、適用しない。